⑰　役員及び教職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(62,676) 62,676	4	(—) —	—
	非常勤	(2,400) 2,400	2	(—) —	—
	計	(65,076) 65,076	6	(—) —	—
教職員	常勤	(3,040,879) 3,040,879	378	(347,596) 347,596	25
	非常勤	(271,857) 271,857	266	(—) —	—
	計	(3,312,736) 3,312,736	644	(347,596) 347,596	25
合計	常勤	(3,103,555) 3,103,555	382	(347,596) 347,596	25
	非常勤	(274,257) 274,257	268	(—) —	—
	計	(3,377,813) 3,377,813	650	(347,596) 347,596	25

（注記）

⑴　役員に対する報酬等の支給の基準の概要

報　　酬：国立大学法人京都教育大学役員報酬規程による。

教職員に対する報酬等の支給の基準の概要

給　　与：国立大学法人京都教育大学教職員給与規程、国立大学法人京都教育大学非常勤給与規程及び国立大学法人京都教育大学非常勤講師就業規則による。

退職手当：国立大学法人京都教育大学退職手当規程による。

⑵　支給人員は、年間平均支給人員による。

⑶　上記には、法定福利費（389,312千円）を含めていない。

⑷　非常勤教職員給与には、派遣職員分（17,277千円）を含めていない。

⑸　人件費の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務大臣策定）に準じている。常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等より雇用する者を除いた職員のことであり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことである。

⑱　開示すべきセグメント情報

（単位：円）

区分	大学	附属学校	小計	法人共通	合計
業務費用					
業務費	2,592,786,937	2,103,968,931	4,696,755,868	433,608,627	5,130,364,495
教育経費	398,507,755	267,751,366	666,259,121	—	666,259,121
研究経費	209,868,154	519,656	210,387,810	—	210,387,810
教育研究支援経費	120,178,076	—	120,178,076	—	120,178,076
受託研究費	260,000	—	260,000	—	260,000
受託事業費	15,353,344	3,203,998	18,557,342	—	18,557,342
人件費	1,848,619,608	1,832,493,911	3,681,113,519	433,608,627	4,114,722,146
一般管理費	—	—	—	156,553,770	156,553,770
財務費用	—	—	—	3,655,465	3,655,465
雑損	—	—	—	1,045,551	1,045,551
小計	2,592,786,937	2,103,968,931	4,696,755,868	594,863,413	5,291,619,281
業務収益					
運営費交付金収益	1,855,921,607	1,701,039,313	3,556,960,920	420,134,733	3,977,095,653
学生納付金収益	1,028,217,071	100,239,700	1,128,456,771	—	1,128,456,771
受託研究等収益	260,000	—	260,000	—	260,000
受託事業等収益	15,353,344	3,203,998	18,557,342	—	18,557,342
補助金等収益	26,210,945	—	26,210,945	—	26,210,945
寄附金収益	10,961,638	112,741,519	123,703,157	—	123,703,157